

## 愛媛県大気汚染緊急時対策要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、大気汚染防止法第23条並びに愛媛県公害防止条例第26条の規定に基づく緊急時の措置を有効適切に実施するとともに、特殊気象による汚染の未然防止を図り、環境基準の維持達成を図るため、知事の措置に関する必要事項を定め、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (基準測定点)

**第2条** 大気汚染に関する緊急時の発令の対象とする測定網は、別表第1の測定点（以下「基準測定点」という。）とする。

### (対象地域)

**第3条** 愛媛県下における大気汚染の現況に鑑み、この要綱の対象地域は次に掲げる地域の区分とし、措置に係る地域は、気象条件等状況に応じ定めるものとする。

四国中央市、新居浜市、西条市、松山市

### (情報の収集)

**第4条** 県は、緊急時の措置に関し、大気汚染物質の測定値、気象情報その他の必要な情報を、それぞれの基準測定点、松山地方気象台、関係企業から収集するものとする。

### (緊急時の区分、並びに発令及び解除の基準)

**第5条** 緊急時に係る区分、発令、解除の基準は、原則として別表第2のとおりとし、その呼称は、それぞれの区分に従って区域及び汚染物質の名称を冠するものとする。ただし、二酸化窒素、オキシダントについては、光化学スモッグの名称を冠するものとする。

### (発令及び解除の周知)

**第6条** 別表第2の発令又は解除は、衛生環境研究所長が行い、次に掲げる報道機関及びホームページを通じてその旨を一般に周知するとともに、関係記者クラブに通報し、協力を求めるものとする。（ただし、オキシダントに係る前日予報及び硫黄酸化物に係る予報を除く。）

日本放送協会松山放送局（NHKラジオ・テレビ）

南海放送株式会社（RNBラジオ・テレビ）

株式会社テレビ愛媛（EBCテレビ）

株式会社あいテレビ（あいテレビ）

株式会社愛媛朝日テレビ（e a t）

### (緊急時の措置)

**第7条** 別表第2の発令又は解除をしたときは、その旨を別表第3及び第4に示す連絡系統によって、関係機関等に連絡するとともに、別表第5に定める措置をとるものとする。

2 別表第5の措置のうち、別表第6に定める工場（以下「協力対象工場」という。）に対する協力要請、勧告、命令等の措置は、衛生環境研究所長が行うものとする。

3 別表第5に係る前号以外の措置については、関係機関の協力を得て行うものとする。

4 別表第5の措置を確認するため、県は、発令の区分に応じ、適時立入検査を強化するものとする。

5 協力対象工場は、発令の区分ごとに講じた措置内容を、その都度、協力要請、勧告、命令権者に報告しなければならない。

**(被害発生状況の収集及び調査等)**

**第8条** 関係機関は、別記により被害の発生状況を収集するとともに、必要に応じて調査等を実施するものとする。

**(関係市の協力)**

**第9条** 緊急時の措置を行うに当たっては、関係市に対し、必要な協力を求めるものとする。

**(関係機関との連絡等)**

**第10条** この要綱の実施に当たっては、関係機関との連絡を密にし、運用の適正を図るものとする。

附則

1. この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
2. 愛媛県大気汚染緊急時要綱(昭和51年5月1日)は、廃止する。

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成4年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年9月4日から実施する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

## [別記]

### 大気汚染による被害状況の把握方法

#### 1 人体被害

(1) 一般住民（事業者、団体収容施設等を含む。）及び小学校（小・中・高等学校、保育所、幼稚園等）から届出のあった被害状況は、受理機関の如何を問わず、保健所（松山市内の被害については松山市環境指導課）を経由して、最終的には県民環境部環境局環境政策課で集計し、県保健福祉部健康衛生局健康増進課に通報するものとする。

なお、この被害状況の集計は、予報並びに緊急時発令の有無にかかわらず行うものとする。

#### (2) 被害状況の受理

被害状況は、次の「人体被害状況受理票」の内容を被害通報者から受理すること。

#### 2 植物（動物を含む。）被害

(1) 農業者、その他一般住民等から届出のあった被害状況は、受理機関の如何を問わず県農林水産部出先機関（松山市内の被害については松山市環境指導課）を経由して、最終的には県民環境部環境局環境政策課で集計し、県農林水産部に通報するものとする。

#### (2) 被害状況の受理

被害状況は、次の「植物（動物）被害状況受理票」の内容を被害通報者から受理すること。

別表第1

## 基準測定点

地区	測定局名	測定項目				
		硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント
四国中央市	吉祥院	○	○			
	川之江	○	○		○	○
	寒川	○	○			
	伊予三島	○	○		○	○
	土居	○	○			
新居浜市	多喜浜	○	○			
	金子	○	○		○	○
	新居浜工高	○	○			
	中村	○	○	○	○	○
	高津	○	○		○	○
	泉川				○	○
西条市	飯岡	○	○			
	西条	○	○		○	○
	禎瑞	○	○			
	東予	○	○		○	○
	石根	○	○			
	丹原	○	○			
	来見	○	○			
松山市	富久町	○	○		○	○
	和気	○	○		○	
	味生	○	○		○	
	本町消防			○		
	垣生小学校	○	○	○	○	○
	朝生田	○	○	○	○	○

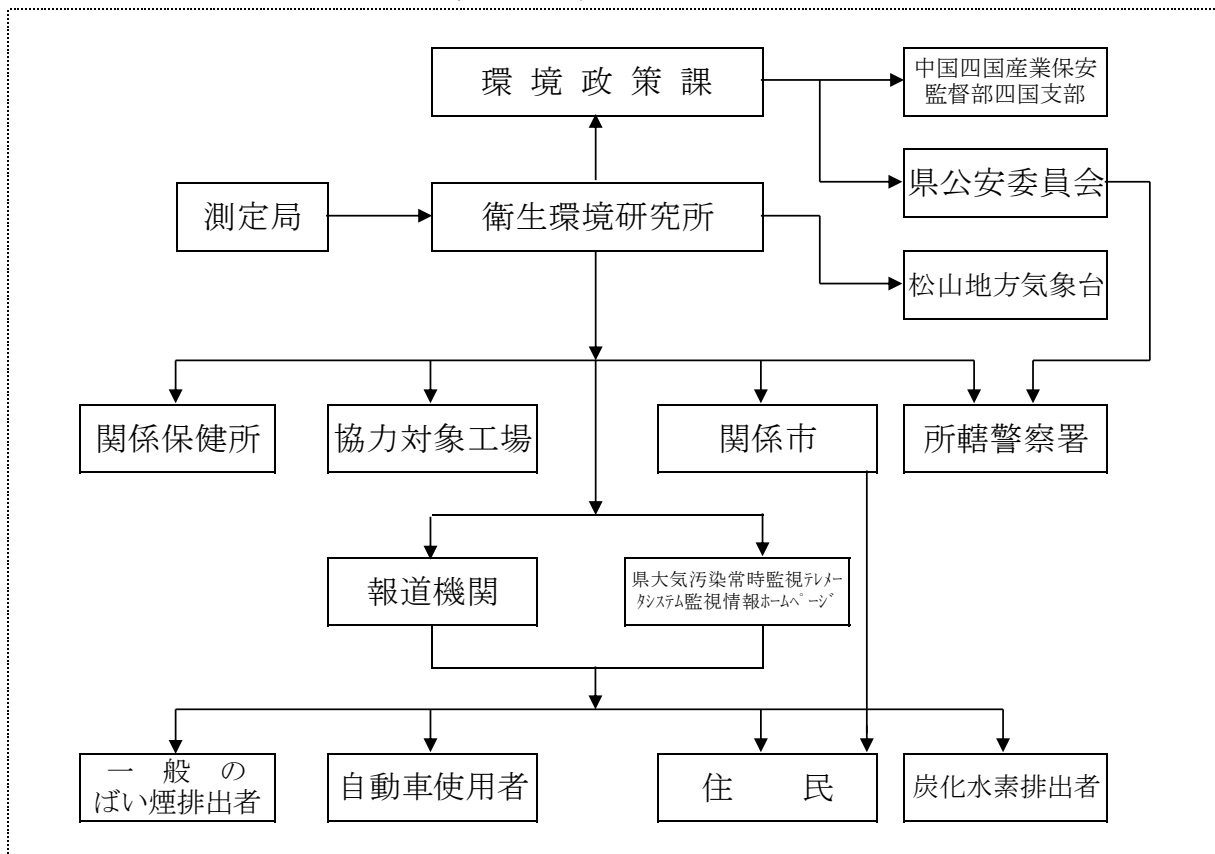
別表第2

## 緊急時の区分、並びに発令、解除の区分

区 分	汚 染 物 質 別 発 令 基 準					解 除 基 準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前日予報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれが無くなったと認められるときとする。
予 報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき	
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値 $\geq$ 0.15ppm	2.0mg/m <sup>3</sup> 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警 報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大 緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m <sup>3</sup> 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>					
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (48.5.16告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (53.7.11告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (48.5.8告示)	

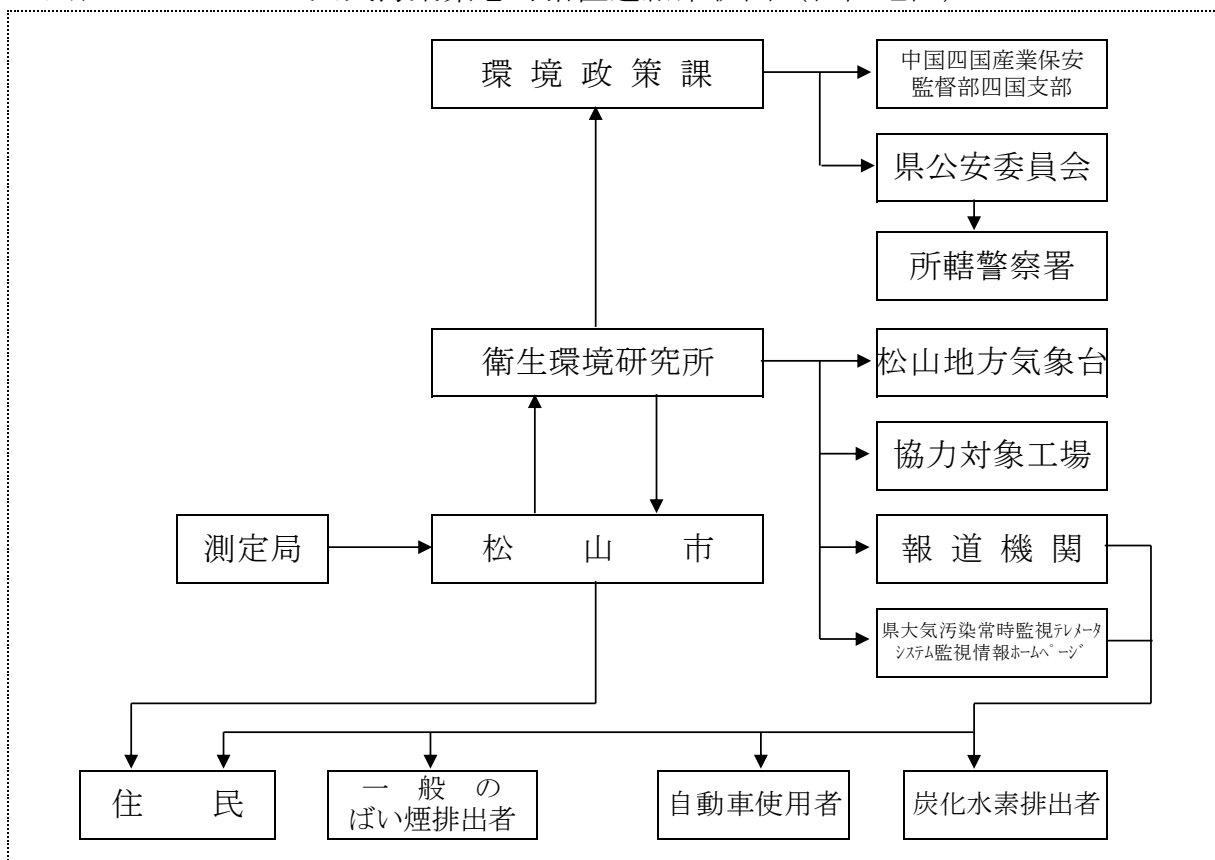
別表第3

大気汚染緊急時措置連絡系統図（東予地区）



別表第4

大気汚染緊急時措置連絡系統図（松山地区）



別表第5

## 緊急時における措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。</li> <li>上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。</li> <li>自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。</li> <li>上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。</li> <li>炭化水素揮発防止について協力要請。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。</li> <li>目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。</li> <li>ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。</li> </ol>
警報	<ol style="list-style-type: none"> <li>別表第2の(A)の場合 協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告</li> <li>別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請</li> <li>その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。</li> <li>一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。</li> <li>動植物に異常を認めた者は、地方局、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。</li> <li>状況に応じて屋外燃焼を中止する。</li> </ol>
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> <li>協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条)</li> <li>その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条)</li> <li>その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	



別表第6

## 協 力 対 象 工 場

地 区	工場名	所在地	連絡先	硫黄酸化物		窒 素 酸化物
				大 口 ばい煙 排出者	ばい煙 排出者	
四国中央市	丸住製紙(株)	四国中央市川之江町	(0896) 57-2229	○	—	○
	大王製紙(株) 川之江工場	妻鳥町	(0896) 58-4251	○	—	—
	大王製紙(株) 三島工場	三島紙屋町	(0896) 23-9035	○	—	○
	愛媛製紙(株)	村松町	(0896) 24-3330	○	—	○
新居浜市	住友化学(株) 愛媛工場 新居浜地区	新居浜市 惣開町	(0897) 37-1742	○	—	○
	〃 菊本地区	菊本町	(0897) 37-2676	○	—	○
	住友共同電力(株) 新居浜西火力	磯浦町	(0897) 32-4336	○	—	○
	〃 新居浜東火力	菊本町	(0897) 32-2285	○	—	○
	住友金属鉱山(株) 電錬工場	西原町	(0897) 37-0100	—	○	○
西 条 市	住友金属鉱山(株) 東予工場	西条市 船屋新地	(0897) 56-1222	○	—	○
	四国電力(株) 西条発電所	西条市 喜多川	(0897) 56-0260	○	—	○
	(株)クラレ 西条事業所	朔日市	(0897) 56-1150	○	—	○
松 山 市	住友共同電力(株) 壬生川火力	北条	(0898) 64-3430	○	—	○
	コスモ松山石油(株) 松山工場	松山市 大可賀	(089) 951-1111	○	—	○
	帝人(株) 松山事業所北地区	北吉田	(089) 971-6445	○	—	○

## 人体被害状況受理票

原因	オキシダント		硫黄酸化物		不明		
報告者 (連絡先)	報告を受けた日時 月 日 時 分				受信者		
発生日	月	日	AM PM	～	頃まで		
発生場所			所在地	市	番地		
被害人員	小中学生	男 女	人 人	高大学生	人	一般人	
					総計	人	
症 状							
1	目がいたい	2	涙が出る	3	のどがいたい	4	せきがでる
5	胸ぐるしい	6	いきぐるしい	7	手足がいたい	8	手足がしびれる
9	頭がいたい	10	はきけがする	11	鼻がいたい	12	鼻水がでる
13	声がかれる	14	意識障害	15	けんたい	16	熱 感
17	生理の状況	18	その他(具体的に)				
処 置							
1 入院      2 帰宅      3 休息      4 洗 眼							
回復に要した時間			煙霧の有無		臭気刺激の有無		
			有      無		有      無		
状況	発生場所に何人いたか		大気汚染の状況				
	被害者の氏名、年齢、住所						
			気象の条件 植物の異常				

植物（動物）被害状況受理票

原因	オキシダント	硫黄酸化物	不	明
報告者 (連絡先 )	報告を受けた日時 月 日 時 分			受信者
発生(発見)日時	月 日 時			
被害のあった 動植物名及び面積				
被害発生場所	市			番地
その場所の 状況、特徴				
被害状況・症状				
その他（発生日及 びその1～3日前 の気象条件等で気 付いたことなど）				
受信者の その後の措置				